

# 月刊 あったかいご通信

月刊「あったかいご通信」を発行する土地活用研究会は、地域密着の建設会社が福祉施設の開業をサポートする全国50社の国内最大級のネットワークです。毎月、業界の最新情報や成功事例をお届けします。業界全般の最新情報や経営のコツ、利用者募集や人材マネジメントなどリクエストも大歓迎です！

※記事引用・厚生労働省・国土交通省・(株)官公通信社・高齢者住宅新聞社・福祉新聞 他

平成29年4月号

【発行元】

株式会社 野田建設

〒501-3246

岐阜県関市緑ヶ丘2-5-78

TEL : 0575-23-5555 (代)

FAX : 0575-24-5733

## 悪質なら事業停止命令も 有料老人ホームの対策を周知

厚生労働省が21日に出した介護保険最新情報Vol.584は、有料老人ホームの指導・監督を徹底するよう呼びかける通知を周知する内容だ。1人暮らしや夫婦のみの世帯が急速に増えていく中で、安心して暮らせる住まいへのニーズが一段と高まっていると強調。都道府県の権限を拡大し、悪質な施設に事業の停止を命令できるようにする方針も改めて周知した。

通知の目玉は事業停止命令の創設。再三の忠告にも耳を貸さないケースなど、都道府県が妥当だと判断すれば出せるようにする。現行では業務改善命令までしか認めていない。法案にはこのほか、以下の3つの措置も含まれている。

○ 前払い金の保全措置を義務付ける対象を拡大。現行で除外されている2006年3月31日以前に設置された施設も含める。経過措置として施行から3年後に適用。

○ 事業停止命令や倒産などの際に入居者が適切なサービスを引き続き受けられるよう、都道府県などは必要に応じて援助を行う。

○ 高齢者や家族が適切に選択できるよう、施設の概要や料金、サービスの内容などの報告を義務付ける。都道府県などには情報の公表を義務付け。

法案が今国会で順調に成立すれば、これらが施行されるのは2018年4月1日。審議は介護保険法の改正案などと一体的に行われる。また、厚労省はスプリンクラーの整備を進めるための協力も求めている。既存の施設を対象とした経過期間は来年度末まで。厚労省は助成金などをうまく活用するよう促している。

## 損保ジャパン 介護事業者向け保険 開発

損害保険ジャパン日本興亜（東京都新宿区）は高齢者施設向けの保険商品として「家賃／利用料等総合補償制度」を開発。まずは一般社団法人全国特定施設事業者協議会（以下・特定協／同港区）加盟事業者向けに販売し、初年度100件の契約を目指す。

入居者が家賃や介護サービスなどの利用料を滞納した際に、事業者には最大300万円の保険金が支払われるもの。契約者は特定協で、加盟事業者は各自で特定協に保険加入を申し込む。団体として契約しているため、スケールメリットとして通常保険料より10パーセントほど安く加入可能。そのほか、必要に応じて保証人を持たない利用者のために任意後見人を紹介するサービスも展開していく。

## ニチイ、日本生命と提携で 保育所100カ所開設

ニチイ学館（東京都千代田区）と日本生命（大阪市）は企業主導型保育所の全国展開を今年4月より開始する。来年度までに100カ所の開設を目指す。

企業主導型保育所とは、内閣府の主導で昨年開始した新制度。企業が、自社従業員が利用することを主な目的として設置するもの。利用は地域住民なども可能。ニチイ学館では、他社が申請・開設した企業主導型保育所の運営を受託しているケースはあるが、自身で申